

○津山圏域資源循環施設組合物品会計規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 12 号

(目的)

第 1 条 津山圏域資源循環施設組合の物品の取得、出納、保管及び処分に関する取扱い手続きは、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 物品会計については、津山市物品会計規則（昭和 40 年津山市規則第 18 号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則別表第 3 の適用については、次のとおりとする。

設置場所	設置場所	取扱事務
事務局	事務局長	津山圏域資源循環施設組合に属する物品の出納及び保管

付 則

この規則は、公布の日から施行する。